

学校感染症による出席停止日数について

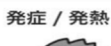
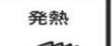
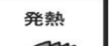
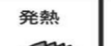
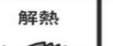
R5. 5. 8現在

下記の感染症にかかっていると医師が判断した場合には、学校保健安全法第 19 条に基づき、他の児童生徒に感染するおそれのある間は、登校を見合わせていただきますので、医師の処置と指示に従ってください。なおこの期間は、出席停止扱いになり欠席日数に数えません。

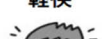
No.	病 名	出席停止期間の基準 (ただし、No. 1～8は、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない)
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5	風しん（三日ばしか）	発疹が消失するまで
6	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
7	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
8	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
9	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
10	髄膜炎菌性髄膜炎	
11	腸管出血性大腸菌感染症	
12	流行性角結膜炎	
13	急性出血性結膜炎	
14	その他（  ）	

(◆…マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎、溶連菌感染症など)

【インフルエンザによる出席停止期間の例】

例	発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目
発症後 2 日目に 解熱した場合	発症 / 発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	※まだ発症後 5 日 を経過していない ため登校できない	登校可能 	
出席停止期間	→							
発症後 4 日目に 解熱した場合	発症 / 発熱 	発熱 	発熱 	発熱 	解熱 	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能 
出席停止期間	→							

【新型コロナウイルス感染症による出席停止期間の例】

例	発症日 0 日目	発症後 1 日目	発症後 2 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	発症後 6 日目	発症後 7 日目
発症後 2 日目に 解熱した場合	発症 	発症 	軽快 	軽快後 1 日目	※まだ発症後 5 日を経過して いないため登校できない		登校可能 	
出席停止期間	→							
発症後 4 日目に 解熱した場合	発症 	発症 	発症 	発症 	発症 	軽快 	軽快後 1 日目	登校可能 
出席停止期間	→							